

令和7年度  
こどもデータ連携実証事業  
各採択団体における成果報告書

【豊中市】

大日本印刷株式会社

令和8年3月

# 目次

第1章	実証事業の概要	3
1.1.	背景・目的	3
1.1.1.	背景	3
1.1.2.	目的	3
1.2.	実証事業の内容	4
1.3.	業務プロセス	5
1.4.	スケジュール・実施体制	5
1.4.1.	スケジュール	5
1.4.2.	実施体制	6
1.5.	本業務に要する費用	7
第2章	連携するデータ項目の選定・準備	9
2.1.	データ項目の検討・取得可能性調査	9
2.2.	データ項目の選定結果	9
2.3.	データの準備・加工	18
2.3.1.	アナログ情報のデジタル化	18
2.3.2.	データの加工	18
2.3.3.	名寄せ	19
2.4.	データの準備に係る諸課題への対応	20
第3章	判定基準の検討	21
3.1.	判定基準の設計過程	21
3.2.	判定基準に用いたデータ項目	21
3.3.	判定基準の特徴	24
第4章	個人情報取扱いに係る整理	25
4.1.	個人情報授受に係る法的整理	25
4.1.1.	個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー	25
4.1.2.	法的整理の進め方・体制	26
4.1.3.	法的整理の結果	26
4.2.	個人情報等の取扱いにおける留意点	27
4.3.	プライバシー保護への対応	28
第5章	仕組みの構築	30
5.1.	システムの概要及びデータ連携方式	30
5.1.1.	システムの概要	30
5.1.2.	データ連携方式及びシステム構成	30
5.2.	データ連携機能及び判定機能の構築	32

5.2.1.	データ連携機能及び判定機能とその活用方法 .....	32
5.2.2.	実証事業における工夫及び今後の課題.....	33
第 6 章	支援への接続.....	34
6.1.	システムによる判定の結果 .....	34
6.2.	支援に向けた人による絞り込み .....	34
6.2.1.	人による絞り込みの手法.....	34
6.2.2.	人による絞り込みの結果.....	34
6.3.	実際の支援事例.....	35
6.3.1.	こども等に対する取組内容 .....	35
6.3.2.	こども等に対する支援の実施結果.....	36
6.4.	現行支援の在り方の見直し .....	37
6.5.	支援・見守りの効果的な手法.....	37
第 7 章	事業効果の評価・分析.....	38
7.1.	データ連携による抽出結果の全体像 .....	38
7.2.	有用と考えられるデータ項目.....	39
7.3.	こどもデータ連携の取組効果の分析 .....	39
第 8 章	考察・まとめ.....	45
8.1.	実証事業を通じて得られた示唆 .....	45
8.2.	課題・令和 8 年度以降の取組 .....	47

# 第1章 実証事業の概要

## 1.1. 背景・目的

### 1.1.1. 背景

豊中市では、令和5年度のはぐくみセンター（こども家庭センター）設置以降、児童福祉及び母子保健の各課がそれぞれの専門性を生かし、園や学校、保健所等、こどもの育ちにかかわる機関と協働の上で、包括的な支援を展開している。しかし、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは豊中市においても依然として存在している。一方でこれらの状況にあるこどもはその実態が見えにくく、包括的支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまうことも少なくない。また、これらの困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSの発出が困難なことからプッシュ型・アウトリーチ型支援が必要である。このことから個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する福祉、保健、教育等の情報及びデータについて個人情報の適正な取扱いを確保しながら、分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組を推進する。

### 1.1.2. 目的

1.1.1に記載の背景を踏まえ、困難を抱えるこどもの早期発見及び早期支援が重要である。そのため、こどもに関する福祉や教育等のデータを連携する必要がある。豊中市では、令和3年度に虐待予防支援の強化及び的確化、迅速化を図るため、首長部局で保有する11システムからこどもとその世帯員のサービス受給情報を連携するとともに、令和7年4月からはぐくみセンターと児童相談所支援記録を一元管理している。令和7年度実証事業では、新たに教育ダッシュボードシステムの市立小中学校が保有する出欠情報、学校アンケート結果、学校健康診断結果等のデータのほか、4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査問診票の子育て感に関する項目を連携した。連携したデータを踏まえ、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）にて定義されている基本連携データ項目のうち19項目と独自の17項目を採用し、システムによるリスク判定及び人による絞り込みを行い、困難を抱えるこどもや家庭へプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを目指した。

## 1.2. 実証事業の内容

豊中市では、令和3年度に関係課が保有するデータを一元管理する子ども家庭支援システムを基盤に、乳幼児健診問診票データ、学校の教育ダッシュボード等のデータを連携し、支援対象者を抽出するこどもの杜システムを構築した。また、令和7年度からは、構築したリスク判定ロジックを用いたデータ分析に加え、職員による確認や合同ケース会議を通じて支援方策を検討し、各課や学校・園等の関係機関が連携して切れ目のない地域全体でこどもの健やかな成長を支える体制の強化を図った。令和8年度以降は、これまでの取組に加え、AIを活用することで、支援漏れ防止や職員の負担軽減を図り、潜在的にリスクの高いこどもの早期発見・支援が行えるよう検討を行う。

図表 1-1 令和7年度の実証事業概要

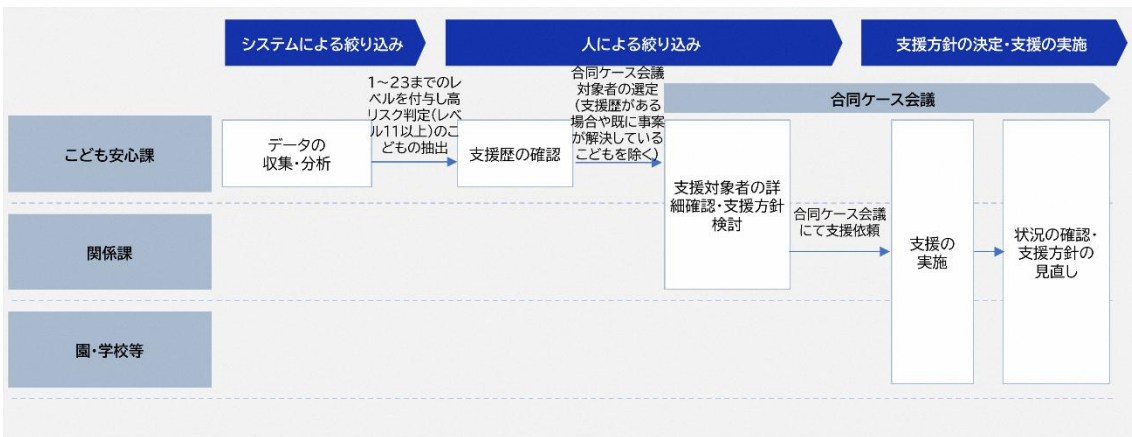
対象とする困難の種類	貧困・虐待・不登校・いじめ
実施事項（第1章）	こどもに関する教育及び福祉のデータをこどもの杜システムに連携し、リスク判定を行った。また、リスク判定結果も参考に、合同ケース会議を実施し支援対象者の絞り込みを行い、支援へと接続した。
データ連携・支援の対象となったこどもの範囲（第1章）	市内在住の18歳未満のこども 64,600名。
連携するデータ項目の選定（第2章）	「こどもデータ連携ガイドライン」にて定義されている基本連携データ項目に加え、教育ダッシュボードシステムにて管理しているデータや健康診査問診票の子育て感に関する項目を連携した。
判定基準の検討（第3章）	AIにより該当するデータ項目の関連度の高さを数値化する重みづけ、及びその重みを用いたリスクポイントの算出を実施した。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（第4章）	個人情報の取扱いに応じた整理やデータを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）を整理した。 首長部局で保有する情報を内部利用する場合及び首長部局以外の行政機関から提供を受けるデータ共に「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。また、令和8年度も同様の整理とする方針とした。
仕組みの構築（第5章）	こどもの杜システムにAIによる判定機能を新たに実装した。
システムによる判定の実施（第6章）	こどもの杜システムにて1（低リスク）～23（高リスク）までのレベルを付与し、高リスクであると考えられるこども 464名を抽出した。

支援に向けた人による絞り込み（第6章）	システムによる判定に加え、過去の支援歴がないこどもに対してはぐくみセンター（こども安心課、こども支援課、おやこ保健課、教育委員会児童生徒課）の専門職（社会福祉職や保健師、指導主事等）にて合同ケース会議を実施し支援方針の検討を行った。 人による絞り込みの結果、5名のこどもに対して支援を実施する方針とした。
支援の実施（第6章）	システムによる判定に加え、人の目による支援等の必要性の確認を行い、5名のこどもに対して支援や見守りを実施した。
事業の評価・分析（第7章）	定量的また定性的な指標を用いて事業効果を測定した。

### 1.3. 業務プロセス

令和7年度実証事業では、以下図表 1-2 にて示す業務プロセスを実施した。連携データを基にリスク分析を行い、閾値以上のリスクポイントが算出されたこどもについて、人による絞り込みを経て、こども安心課や、ケースワーカー、保健師、指導主事等を交えて合同ケース会議を開催し、支援方針を検討の上で、支援を実施した。

図表 1-2 業務プロセス



### 1.4. スケジュール・実施体制

#### 1.4.1. スケジュール

令和7年度実証事業は、以下図表 1-3 のとおりに実施した。



分類	団体・部署		担う役割
保有・管理主体	豊中市	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携データの提供</li> </ul>
		市民税課	
		こども安心課	
		障害福祉課	
		おやこ保健課	
		保険相談課	
		子育て給付課	
		学校保健課	
		学び育ち支援課	
		長寿安心課	
		福祉事務所	
	児童相談所		
	教育センター		
分析主体	株式会社両備システムズ		<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト管理</li> <li>データ連携基盤の構築</li> <li>支援対象者抽出条件の設定及び抽出の実施</li> <li>スクールソーシャルワーカー及び教職員に共有する情報、方法の検討</li> <li>データ利活用に向けた検討</li> <li>業務効果検証方法の検討</li> </ul>
活用主体	豊中市	こども安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の必要性の確認</li> <li>支援方策の検討と実施</li> </ul>
		こども支援課	
		おやこ保健課	
		児童生徒課	

## 1.5. 本業務に要する費用

令和7年度実証事業に要する費用は以下図表 1-5 のとおり。

図表 1-5 令和7年度実証事業の見積費用

区分	費目	小計（円）
データの取得に必要な経費	システムへのデータの入力費用	0
	既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等	2,500,000

区分	費目	小計 (円)
データの連携・共有に必要な経費	本事業に係るシステムの整備・改修役務の費用	19,950,000
	システム・端末等利用料	350,000
本事業により把握した支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費	コーディネーター委託費等	0
事業効果の評価・分析等に必要な経費	必要なデータの収集・分析費用	8,400,000
	システムの整備・改修役務の費用	6,300,000
	分析ツールの導入費用等	0
その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費	報告書作成・旅費等	3,265,442
合計 (税抜)		40,765,442
合計 (税込)		44,841,986

## 第2章 連携するデータ項目の選定・準備

### 2.1. データ項目の検討・取得可能性調査

令和7年度実証事業では、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各データ項目の管理主体及び管理方法を整理した上で、各データ項目の取得可能性について検討を行った。「基本連携データ項目」とは、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）で定義された19のデータ項目である。

取得可能性の調査に当たっては、利用を検討しているデータ項目の取得元システムや保管状況について調査を行った。令和7年度実証事業では、市内で既に電子化され保有されているデータのみを連携する方針とし、紙媒体にて保管している情報については、データ化に係る工数や費用を考慮し、連携を見送る方針とした。

また、令和7年度実証事業において利用したデータ項目は図表 2-1 及び図表 2-2 のとおり。

### 2.2. データ項目の選定結果

2.1を踏まえて、令和7年度実証事業にて連携するデータ項目及び保有・管理主体は以下のとおり。令和7年度実証事業終了後も継続して本取組を実施する予定であり、連携したデータについては1年以内に削除するが、以下図表 2-1 及び図表 2-2 に記載のデータ項目を都度収集し利用する予定である。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×	備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
1	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○		相談支援システム（R-STAGE 相談支援システム）	こども安心課
2	一時保護児童票_（こども氏名）	○		相談支援システム（R-STAGE 相談支援システム）	児童相談所

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×	備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
				ム)	
3	3～4 か月児 健診結果_健 診受診日/1 歳 6 か月児健 診結果_1歳 6 か月児健診受 診日/3歳児 健診結果_3 歳児健診受診 日	○		保健総合シス テム（ログヘ ルス）	おやこ保健課
4	3～4 か月児 健診アンケート_（出来 事）感情的に 叩いた/1歳 6 か月児健診ア ンケート_ （出来事）感 情的に叩いた /3歳児健診 アンケート_ （出来事）感 情的に叩いた	×	紙にて保存され ているため、連 携が困難であっ たため。	紙	おやこ保健課
5	3～4 か月児 健診アンケート_（出来 事）家に残し て外出/1歳 6 か月児健診ア ンケート_ （出来事）家 に残して外出 /3歳児健診	×	同上	紙	おやこ保健課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×	備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
	アンケート_ (出来事) 家 に残して外出				
6	3～4 か月児 健診アンケート_ (出来 事) 長時間食 事を与えな かった/1 歳 6 か月児健診ア ンケート_ (出来事) 長 時間食事を与 えなかった/3 歳児健診ア ンケート_ (出来事) 長 時間食事を与 えな かった	×	同上	紙	おやこ保健課
7	3～4 か月児 健診アンケート_ (出来 事) 子どもの 口をふさいだ /1 歳 6 か月 児健診ア ンケート_ (出来 事) 子どもの 口をふさいだ	×	同上	紙	おやこ保健課
8	3～4 か月児 健診アンケート_ (出来 事) 子どもを 激しく揺さぶ	×	同上	紙	おやこ保健課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×	備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
	った/1歳6 か月児健診ア ンケート_ （出来事）子 どもを激しく 揺さぶった				
9	1歳6か月児 健診結果_パ ーセンタイル 値（体重）/3 歳児健診結果 _パーセンタ イル値（体 重）/健康診 断一般_体重	○		保健総合シス テム（ログヘ ルス）	おやこ保健課
10	精神障害者保 健福祉手帳情 報_主たる精 神障害コード	×	「主たる精神障 害コード」デー タ不足かつ、連 携不可のため未 使用。	障害福祉シス テム （WebRings）	障害福祉課
11	障害児支援申 請決定情報_ 受給者証番号	○		障害福祉シス テム （WebRings）	おやこ保健課
12	出欠の記録_ 欠席日数	○		校務支援シス テム（ヨリソ ル）	教育センター
13	遅刻日数	○		校務支援シス テム（ヨリソ ル）	教育センター
14	学校等でのア ンケート・セ ルフメンタル チェック等の 判定結果	○		校務支援シス テム（ヨリソ ル）	教育センター

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×	備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
15	届出時妊娠週数	○		保健総合システム（ログヘルス）	おやこ保健課
16	妊婦健診結果_受診日	○		保健総合システム（ログヘルス）	おやこ保健課
17	産婦健診結果_EPDS 評価点数	○		保健総合システム（ログヘルス）	おやこ保健課
18	（生活保護） 決定個人情報_開始年月日	○		生活保護システム（生活保護システム）	福祉事務所
19	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	○		児童福祉総合システム （WebRings）	子育て給付課

図表 2-2 基本連携データ項目以外のデータ項目の選定理由等

No.	追加データ項目	関連する困難 類型	選定理由/その他特記 事項	データ管理方法 （システム名 等）	データ管理主体
1	予防接種上の 定期接種（A 類疾病）をひ とつも受けて いない	虐待	ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書「5 早期発見に必要なデータ項目の整理」（以下、「成果報告書」という。）No.5（18ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。	保健総合システム（ログヘルス）	おやこ保健課
2	多胎の出産で	虐待	「大阪府市町村児童	保健総合システ	おやこ保健課

No.	追加データ項目	関連する困難類型	選定理由/その他特記事項	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
	ある		家庭相談援助指針」のアセスメントシート（児童用）の虐待リスク要因であるため選定した。	ム（ログヘルス）	
3	乳幼児健診で要治療の所見がある（歯科）	虐待	「成果報告書」No.4（18 ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。	保健総合システム（ログヘルス）	おやこ保健課
4	乳幼児健診の総合判定で異常がある。	虐待	「成果報告書」No.3（18 ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。	保健総合システム（ログヘルス）	おやこ保健課
5	学校定期健診において専門医療機関による精密検査が必要と判定されている	虐待	「成果報告書」No.3（18 ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。	校務支援システム（ヨリソル）	教育センター
6	学校健診での虫歯の総数が多い・未処置がある	虐待	「成果報告書」No.4（18 ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。	校務支援システム（ヨリソル）	教育センター

No.	追加データ項目	関連する困難類型	選定理由/その他特記事項	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
7	世帯に関する注意事項がある	虐待	児童相談所及びこども安心課の虐待対応ケースで要注意ケースの把握に必要であると推察するため選定した。	相談支援システム (R-STAGE 相談支援システム)	こども安心課
8	同一世帯員で身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳を所持している	虐待	<p>【身体障害者手帳】：「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート（保護者）の虐待リスク要因に記載があるため選定した。</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】：「成果報告書」No.12（21 ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。</p> <p>【療育手帳】：「成果報告書」No.13（22 ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。</p>	障害福祉システム (WebRings)	障害福祉課
9	同一世帯員で要介護認定を受けている	ヤングケアラー	「成果報告書」No.21（24 ページ、ヤングケアラー）に記載があり、連携すること	保険総合システム (ADWORLD)	長寿安心課

No.	追加データ項目	関連する困難類型	選定理由/その他特記事項	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
			でこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。		
10	同一世帯員の身体、精神、療育手帳の障害の程度	虐待	<p>【身体障害者手帳】：「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート（保護者）の虐待リスク要因に記載があるため選定した。</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】：「成果報告書」No.12（21ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。</p> <p>【療育手帳】：「成果報告書」No.13（22ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。</p>	障害福祉システム (WebRings)	障害福祉課
11	DV歴（禁止理由）	虐待	「成果報告書」No.31（28ページ、虐待）に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。	住民記録システム（総合行政システム）	市民課

No.	追加データ項目	関連する困難類型	選定理由/その他特記事項	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
12	市府民税が非課税	虐待、 貧困、 ヤング ケアラ ー、不 登校	「成果報告書」No.14 (22 ページ、虐待、 貧困、ヤングケアラ ー、不登校) に記載 があり、連携するこ とでこどもの虐待事 案の早期発見に役立 つと考え選定した。	税総合システム (Cokas-i)	市民税課
13	低身長 (BMI3 パー センタイル値 以下)	虐待	「大阪府市町村児童 家庭相談援助指針」 のアセスメントシー ト(児童用)の虐待 リスク要因である との記載があるため選 定した。	保健総合システ ム(ログヘル ス)  校務支援システ ム(ヨリソル)	おやこ保健課 教育センター
14	栄養状態が悪 い	虐待	「大阪府市町村児童 家庭相談援助指針」 のアセスメントシー ト(児童用)の虐待 リスク要因である との記載があるため選 定した。	校務支援システ ム(ヨリソル)	教育センター
15	ハイリスク妊 婦(母親が支 援を要する妊 婦であるか)	虐待	「成果報告書」No.24 (25 ページ、虐待) に記載があり、連携 することでこどもの 虐待事案の早期発見 に役立つと考え選定 した。	保健総合システ ム(ログヘル ス)	おやこ保健課
16	自立支援医療 又は自立支援 給付を受けて いる	虐待	「成果報告書」No.1 (17 ページ、虐待)、 「成果報告書」No.12 (21 ページ、虐待)	障害福祉システ ム (WebRings)	障害福祉課

No.	追加データ項目	関連する困難類型	選定理由/その他特記事項	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
			に記載があり、連携することでこどもの虐待事案の早期発見に役立つと考え選定した。		
17	乳幼児年齢で所属園がない	虐待	「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート（児童用）の状況確認・現認の必要性に記載があるため選定した。	子ども子育て支援システム (MISALIO)	子育て給付課

## 2.3. データの準備・加工

### 2.3.1. アナログ情報のデジタル化

豊中市では、令和7年度新たにアナログ情報をデジタル化した項目はない。

### 2.3.2. データの加工

データ連携に当たっては、主に次の目的に対応するため、データの加工を実施した。

- ・ 日次差分データ取り込みのため、一時的にデータハッシュ番号付番
- ・ 教育アンケートの自由記述回答データは、こどもの杜で高速に扱うためにJSON形式へ加工
- ・ 教育ダッシュボードシステムの児童生徒基本情報の住所を住民基本台帳の住所と表記を揃えるために、「大阪府」を付加

主な加工内容及びツールは次のとおり。

図表 2-3 データの加工内容

No	加工内容	ツール・手法
1	日次差分データハッシュ番号付番	ETL ツール・連携対象データソート後にシ

No	加工内容	ツール・手法
		ーケンス番号を付番
2	教育アンケートの自由記述回答データを JSON 形式へ加工	ETL ツール・保管 ID と自由記述回答データを JSON 形式へ加工
3	教育ダッシュボードシステムの児童生徒基本情報の住所を住民基本台帳の住所と表記を揃えるために、「大阪府」を付加	ETL ツール・児童生徒基本情報の大阪府が不足している場合は、大阪府付きの住所へ加工

### 2.3.3. 名寄せ

令和7年度豊中市では、住民基本台帳のデータとその他データ間でデータの管理形式や宛名番号の桁数が異なっていたことから紐づけが困難であったため、名寄せを実施した。具体的には、住所の番地の記載方法や数字の全角、半角等について、各データ間で差異が生じていた。なお、名寄せに先立ち、宛名番号の有効桁数を揃えるため、0埋め処理を実施した。

また、出欠情報、学校アンケート結果、学校健康診断結果の教育ダッシュボードシステムの3区分の項目について、宛名番号を保持しておらず、氏名、住所、生年月日、性別で名寄せを実施した。

名寄せを実施したデータは以下のとおりである。

#### ① 教育ダッシュボードシステムの3区分の項目に係るデータ

教育ダッシュボードシステムの3区分の項目に係るデータにおいて、宛名番号を保持しておらず、住所のデータの表記方法をクリーニングした上で、約2,000件の名寄せを実施した。名寄せに当たり、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を用いて住所等の一致率を整理した一覧表を作成した。作成した一覧表を基に、こども安心課にて内容を確認の上、一定の一致率以上の対象者に対して、自動で名寄せを実施した。

また、自動での名寄せは2,000件のうち、1,800件は紐づけが可能であったが、残存した200件については、住民基本台帳の情報を基に手動で名寄せを実施した。

なお、手動で実施した200件のデータのうち、128件は紐づけが可能であったが、72件については、生年月日と性別は一致するが、住所や氏名が異なっているため、紐づけることが困難であったことから、名寄せを見送る方針とした。

図表 2-4 名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	自動での名寄せ	基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を用いて、対象データの一致

No	手順	作業概要
		率を算出し、一定の一致率以上のデータに対して、自動で紐づけを行う。
2	手動での名寄せ	自動マッチングで突合できなかったデータを確認し、手動で紐づけを行う。

手動での名寄せにおける作業実績は以下図表 2-5 のとおりである。

図表 2-5 手動での名寄せの作業実績

No	データ項目名	名寄せ件数	備考
1	児童生徒基本情報	128 件	その他教育データは児童生徒情報が紐づくると自動紐づけ

## 2.4. データの準備に係る諸課題への対応

豊中市では、住民基本台帳のデータとその他データ間でデータの管理形式に差異が生じていたことへの今後の対応として、一定の不一致が発生することを許容した上で、学齢簿データを正として名寄せを実施する等の検討を予定している。

## 第3章 判定基準の検討

### 3.1. 判定基準の設計過程

判定基準の設計に当たっては、データ項目毎にリスク要因としての影響度を重みづけすることで、精緻なリスク分析を可能とした。具体的には、DV歴がある場合には5点を加算する、現在要対協に登録されている場合には3点を加算する等、各項目に加算係数を定めて合計したスコアでリスク判定を行っている。スコアを合計した上で、1（低リスク）～23（高リスク）までのレベルを付与し、高リスクであると考えられるこどもを抽出した。なお、令和7年度実証事業では、高リスクであると考えられるレベル11以上を対象としている。

### 3.2. 判定基準に用いたデータ項目

算出した分析ロジックに用いたデータ項目は、以下図表 3-1 のとおり。

図表 3-1 分析に用いたデータ項目と選定理由

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由	重みづけ (アラートレベル)
要対協登録歴	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.1	1(終結済み) 3(進行中)
一時保護歴	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.2	3
4か月/1歳6か月/3歳6か月 児健診受診歴	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.3	2
4か月/1歳6か月 3歳6か月児 健診アンケート 結果	△	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.4～8の代替データ（市独自類似アンケート）	1(どちらかという当てはまる) 2(あてはまる)
低体重	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.9	3
障害支援受給者	○	「こどもデータ連携ガイドライ	1

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由	重みづけ (アラートレベル)
証発行歴		ン」基本連携データ項目 No.11	
欠席日数	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.12	2
遅刻回数	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.13	2
こどもの心身の不調や希死念慮	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.14	2
届出時妊娠週数	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.15	2(12~21 週) 3(22 週以降)
妊婦健診受診歴	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.16	2
産婦健診（エジンバラ産後うつ問診票）結果	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.17	2
生活保護受給歴	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.18	1
児童扶養手当受給歴	○	「こどもデータ連携ガイドライン」基本連携データ項目 No.19	1
定期接種（A 類疾病）接種歴	×	「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書」の「5 早期発見に必要なデータ項目の整理」、以下「成果報告書」No.5（18 ページ、虐待）に記載あり	2
多胎出産の有無	×	「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート（児童用）の虐待リスク要因である	1(多胎妊婦) 1(多胎児)
乳幼児健診結果（歯科要治療）	×	「成果報告書」No.4（18 ページ、虐待）に記載あり	1
乳幼児健診結果（総合判定異常）	×	「成果報告書」No.3（18 ページ、虐待）に記載あり	1
学校定期健診結	×	「成果報告書」No.3（18 ページ、虐待）に記載あり	1

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由	重みづけ (アラートレベル)
果（要精密検査）		ジ、虐待）に記載あり	
学校健診結果 （虫歯が多い・未処置）	×	「成果報告書」No.4（18 ページ、虐待）に記載あり	2
世帯情報（要注意事項）	×	児童相談所及びこども安心課の虐待対応ケースで要注意ケース	4
同一世帯員の身体障害者手帳/ 精神障害者保健福祉手帳/療育手帳取得情報	○	【身体】→「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート（保護者）の虐待リスク要因、【精神】→「成果報告書」No.12（21 ページ、虐待）、【療育】→「成果報告書」No.13（22 ページ、虐待）に記載あり	1(いずれかの手帳を所持) 1(障害の程度「軽度」) 2(障害の程度「中度」) 3(障害の程度「重度」)
要介護認定情報	×	「成果報告書」No.21（24 ページ、ヤングケアラー）に記載あり	1
DV 歴	×	「成果報告書」No.31（28 ページ、虐待）に記載あり	5
市府民税非課税世帯	×	「成果報告書」No.14（22 ページ、虐待、貧困、ヤングケアラー、不登校）に記載あり	1
低身長（BMI3パーセンタイル値以下）	×	「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート（児童用）の虐待リスク要因である	3
栄養状態が悪い	×	「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート（児童用）の虐待リスク要因である	5
ハイリスク妊婦情報	×	「成果報告書」No.24（25 ページ、虐待）に記載あり	2
自立支援医療利用歴/自立支援	×	「成果報告書」No.1（17 ページ、虐待）、No.12（21 ページ、	2

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由	重みづけ (アラートレベル)
給付受給情報		虐待)に記載あり	
乳幼児で所属園なし	×	「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」のアセスメントシート(児童用)の状況確認・現認の必要性に記載あり	1

### 3.3. 判定基準の特徴

豊中市で採用した分析モデルは、AIによってリスク項目の洗い出しを行っている点特徴的である。具体的には、支援対象者の抽出を行うための閾値設定について、AIを活用することで、職員の知見では抽出できなかった支援候補者が、AIによって抽出され、支援対象者の見落としを防止することが可能となる。加えて、閾値の設定にAIを活用することで、AIによってシステム上の条件設定のあるべき姿の提示が可能となり、条件設定の時間を大幅に削減することで、職員の業務負荷を軽減し、支援対象者への支援により注力することが可能である。

## 第4章 個人情報の取扱いに係る整理

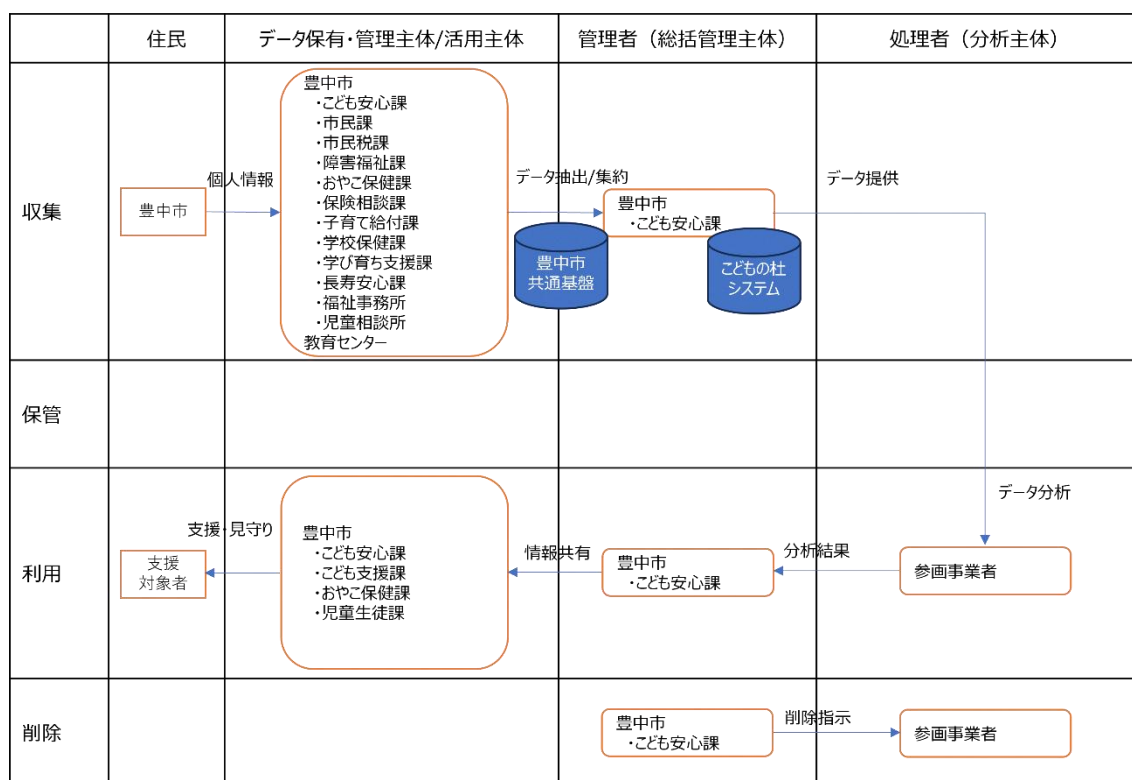
### 4.1. 個人情報授受に係る法的整理

#### 4.1.1. 個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー

令和7年度実証事業において、データ連携する業務フローは図表 4-1 のとおり。

保有・管理主体が保有するデータを分析主体である株式会社両備システムズへ提供し、連携したデータ及びリスク分析モデルを用いてリスク分析を行った。分析結果を基に合同ケース会議の対象となる子どもを確認し、合同ケース会議にて支援の必要性や支援方針について決定した。その後、子ども安心課より、学校へ支援対象者名簿を提供し、学校や子ども安心課にて支援を実施した。上記を実現する中で個人データの提供が発生するが、後述のとおり法的整理を行っていることを前提とし、個人情報等の適切な管理体制を確認している。

図表 4-1 個人データ処理の業務フロー図



#### 4.1.2. 法的整理の進め方・体制

「個人情報保護法」への対応に当たり、「こどもデータ連携ガイドライン」を参考に、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）の整理を実施した。検討体制として、保有管理主体からの連携データ取得にかかる法的整理の検討に当たっては、庁内の法規担当部門との協議により法的整理観点を明確化した。具体的には、「個人情報保護法」に基づき、本取組において新たに利用目的を特定できるか否かに加え、個人情報ファイル簿の作成方針について検討した。データ取得及び取得したデータの取扱いに係る安全管理措置については、「豊中市情報セキュリティ規則」に基づき作成された「豊中市情報セキュリティ対策基準」に則り適切な措置を実施した。

#### 4.1.3. 法的整理の結果

令和7年度実証事業では、個人情報の取扱いに当たり、「こどもデータ連携の取組」の継続的な実施を見据え、令和7年度のみならず、令和8年度以降の利用目的の整理も実施した。なお、豊中市では「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、利用目的を特定し、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.2）としての整理を試みたが、豊中市の場合はそれ自体が「利用目的を変更することに相当する」との判断になった。なお、利用目的を変更する場合は、統計利用をする場合等の合理的な理由に限られているため「個人情報保護法第61条第3項」、利用目的の変更は困難であると判断した。そのため、利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.4）、「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」の適用についての整理を検討した。この条項は相当の理由がある場合かつ臨時的な場合に適用できるものであるが、こどもの杜システムを使用し、支援対象者を検索する行為は、個人情報の臨時的な目的外利用であるという整理とした。

具体的には、こどもの杜システムで支援対象者の抽出後、合同ケース会議において支援の必要性やアプローチ方法、支援内容を検討し、そして支援対象者にアプローチを行って支援を受け入れた場合は本人から同意を取得しこれらの個人情報を取得し、支援を開始する運用とすることで毎回臨時的な目的外利用を行っているとして整理した。

##### 【令和7年度実証事業における取扱い】

首長部局で保有する個人情報を内部利用する場合については、「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく、目的外利用と整理した。

また、首長部局外の行政機関から提供を受けるデータについても、「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく目的外利用と整理した。

#### 【令和 8 年度以降における取扱い】

令和 7 年度実証事業における取扱いと同様に個人情報を取り扱う。

## 4.2. 個人情報等の取扱いにおける留意点

令和 7 年度実証事業では、「こどもデータ連携ガイドライン」や「個人情報保護法」、「豊中市情報セキュリティ規則」、「豊中市情報公開条例」等に則り、以下 5 点を実施した。

### ① 個人情報ファイル簿の作成

こどもの杜システムで個人情報を利用する行為は、「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号」に基づく目的外利用とし、臨時的な利用であると整理したため、令和 7 年度は「同法第 74 条第 2 項第 6 号」に基づき個人情報ファイル簿を作成しない方針とした。

### ② 個人情報の取扱いの委託等

令和 7 年度実証事業において、個人情報の取扱いの委託は発生していない。

### ③ 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

#### 【組織的安全管理措置】

「豊中市情報セキュリティ対策基準」に指定された情報セキュリティ統括責任者や情報システム管理者等を定めている。また、情報資産の取扱い等についても定めている。

#### 【人的安全管理措置】

全職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施している。

#### 【物理的安全管理措置】

個人情報データを保管するサーバーについては、管理区域下に配置し入退室を許可された者のみに制限する入退室管理を行っている。また、端末へのログインに際しては、知識（パスワード等）、存在（顔、指紋の生体認証）等を利用した認証情報の入力が必要としている。

#### 【技術的安全管理措置】

アクセスコントロールとして、こどもの杜システムへアクセスできる者を、困難を抱えるこども・家庭の支援業務に従事するはぐくみセンター（こども安心課、こども支援課、おやこ保健課、教育委員会児童生徒課）職員に限定した。

④ 開示、訂正、利用停止請求への対応

個人情報保護法や「豊中市情報公開条例」に基づいた対応を検討した。措置を講じる場合には、法令に則り開示・不開示等の対応を行う。なお、虐待のケース等においては保護者に支援が必要となる旨を説明することでこどもに不利益が生じる恐れもある。そのため、このような場合には、こどもの最善の利益を第一に考え、保護者への支援内容に関する記録の開示を控える等工夫している。

⑤ 自己点検・監査

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に基づき、システムログの分析・確認をこども安心課にて実施している。

### 4.3. プライバシー保護への対応

豊中市によるプライバシー保護に係る対応事項は以下である。

① プライバシーガバナンス

「こどもデータ連携ガイドライン」に則りプライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化、プライバシー保護責任者の指名、プライバシーの取組に対するリソース投入等を実施した。

② プライバシーに対する取組

個人情報を取り扱う上で、改正個人情報保護法上で求められる対応に加え、プライバシー保護の取組として、以下の取組を実施した。

**【不正アクセス対策】**

データ連携基盤をマイナンバー利用事務系ネットワークに構築し、インターネット等を通じて外部から不正アクセスできないセキュリティレベルを確保している。

職員が端末からシステムにログインする際には顔認証と指紋認証、パスワードが必要な仕組みを構築している。

**【内部不正対策】**

システム設定等のアクセス権は管理者や限られた職員にのみ付与し、閲覧等のすべての操作ログを取得し、改ざんや不必要な閲覧等があった場合に把握することができる対策を講じている。

**【本人影響リスク対策】**

本取組にて取り扱う情報はこどもの機微な情報であることを考慮し、システムで判定した結果を鵜呑みにするのではなく、人による絞り込みを行う際の参考情報と

して捉えるようにしている。また、こども本人へのレッテル貼りとならないよう、学校等へ共有する情報は、こどもの養育環境、保護者や家族の状況、支援方針、学校の見守り内容等の支援に必要な必要最小限の情報に留める等の工夫を行っている。

③ プライバシー評価

プライバシー評価は行っていない。

## 第5章 仕組みの構築

### 5.1. システムの概要及びデータ連携方式

#### 5.1.1. システムの概要

令和7年度実証事業において、利用したシステムの概要は以下図表 5-1 システムの概要のとおりである。

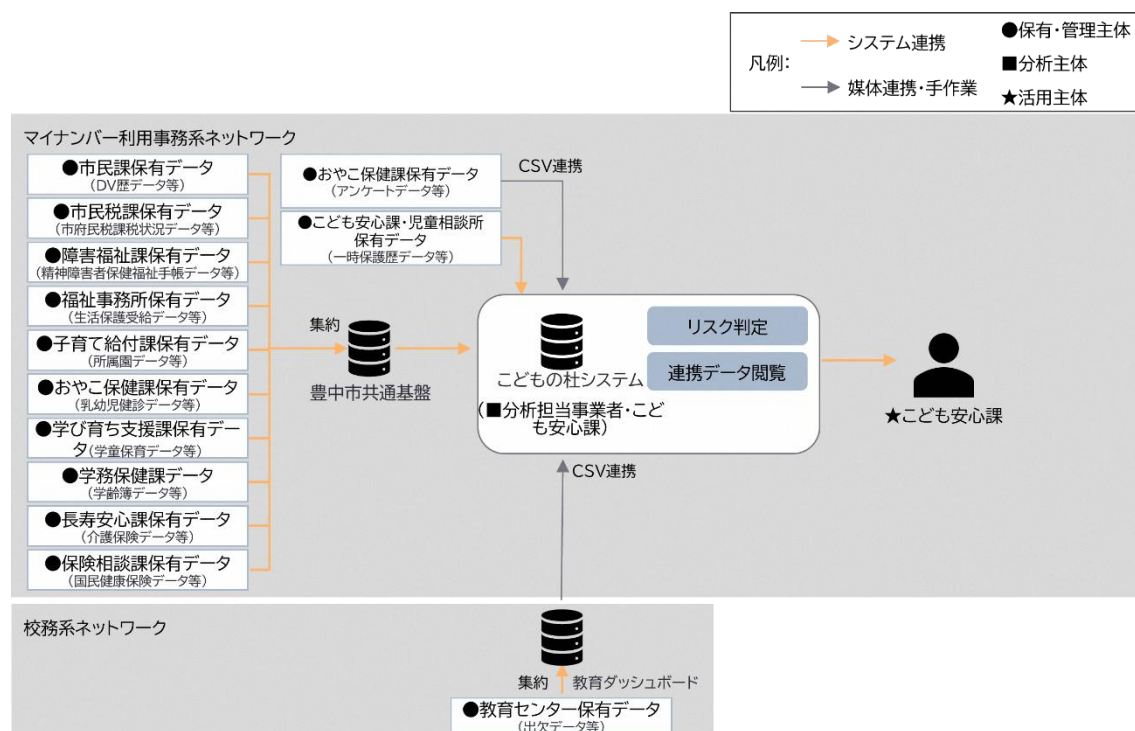
図表 5-1 システムの概要

システム名	こどもの杜システム
機能概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育や福祉等の連携データを蓄積し分析するシステム。構築したデータベースを活用し、豊中市独自のリスク分析モデルにより、「支援の優先度」と「該当する困難の種類」を判断し、関係機関と連携した適切なアウトリーチ型支援に取り組む。</li><li>・ このために、以下のような機能を具備するものとした。<ul style="list-style-type: none"><li>✓ データの取得（取り込み）</li><li>✓ 重みづけ</li><li>✓ リスク分析</li><li>✓ 対象者個人の詳細情報の表示</li><li>✓ データの管理</li></ul></li></ul>

#### 5.1.2. データ連携方式及びシステム構成

令和7年度実証事業におけるシステム構成図は以下図表 5-2 のとおりである。

図表 5-2 令和7年度実証事業に係るシステム構成



首長部局が保有している情報が存在するマイナンバー利用事務系ネットワークは、豊中市共通基盤にて一元管理しており、こどもの杜システムは、同ネットワークでデータ連携を行う構成とした。また、令和7年度は校務系ネットワーク内に構築されている教育ダッシュボードにて保有している出欠データ等について、こどもの杜システムへCSV形式にて連携を開始した。

なお、令和7年度における検討事項は以下のとおり。

【令和7年度実証事業における検討事項】

- ・ 連携データに対するデータレイアウトの定義

データレイアウトの定義については、令和7年度に連携するデータがどのように構造化され、保存されているかについて整理を行った。ほとんどのデータについては、各システムから豊中市共通基盤又はファイルサーバへ、既定のレイアウトで出力されている状況であった。そのため、既存のレイアウト変更は行わず、ETLツールを介してこどもの杜システム側のデータレイアウトへ変換する方式を採用した。新規に連携する教育ダッシュボードシステムのデータについては、教育センターと協議の上、リスク判定及び名寄せに必要な連携項目を整理し、手動連携を前提としたCSV形式によるファイル連携とすることを決定した。また、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査問診票における子育て感に関するアンケートデータについては、おやこ保健課とリスク判定に必要な連携項目を協議し、既に母子保健データを出力しているファイルサーバを通じて自動連携する方針とし

た。

- ・ 連携データのタイミングの定義

データの連携に当たって、連携元のシステムの改修が不要かつ、リスクの抽出に必要となるデータ特性から連携タイミングの整理を行った。具体的には教育系データについては、ネットワークが分断されており、職員の手作業が発生するため、月次での連携としている。教育系データは出欠等になるが、一定期間蓄積することで分析に用いるため、月次連携で問題ないと整理している。

## 5.2. データ連携機能及び判定機能の構築

### 5.2.1. データ連携機能及び判定機能とその活用方法

システム上の主要な分析機能と、関係者による活用方法は以下図表 5-3 のとおり。このシステムの杜システムは、データ連携及び分析に関連する機能として図表 5-3 に示す機能を保有する。

図表 5-3 主要なデータ連携機能及び分析機能

No.	機能名	機能概要	機能詳細
1	データ取得	リスク分析用データ取得	リスク分析対象者全数についての、各連携データ項目の値をシステムへ豊中市共通基盤から取り込む。
2	重みづけ	リスク分析モデル構築	連携データ項目の各項目に対して該当する場合には、リスク値をウェイト値として数値化、算出する。(重みづけを行える。)
3	リスク分析及び分析結果表示	リスク分析	リスク分析対象者全数について、何らかの困難があることに該当する可能性の高さを、それぞれリスクポイントとして算出する。
4	リスク分析及び分析結果表示	分析結果表示	高リスクであると判定した対象者の氏名や該当し得る困難の種類等について表示する。
5	リスク分析及び分析結果表示	結果リスト表示	虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害等の各困難の種類及び困難全体で高リスクであると判定した

No.	機能名	機能概要	機能詳細
			対象者の一覧について表示する。
6	リスク分析及び分析結果表示	判定結果ダウンロード	人による絞り込みを効率的に行うために、絞り込みに必要なデータを CSV 形式でダウンロードする。

図表 5-4 分析機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	こども安心課	リスクポイントの高い対象者の状況把握、人による絞り込み。合同ケース会議を開催するために作成するこどもの状況等を示したサポートプランを作成するため。	こども安心課内のマイナンバー利用事務系ネットワーク内に設置された専用端末からアクセスする。

### 5.2.2. 実証事業における工夫及び今後の課題

令和7年度実証事業における工夫点については、3.3に記載のとおり。

また、令和7年度の課題については、システムにて抽出した高リスク判定者が既に支援へ接続されている場合がほとんどであることが挙げられる。また、新たに人による絞り込みを行った就学児について、「乳幼児健診結果に基づくリスク値」が、乳幼児と同様の点数でリスク値に加算される設定となっていた。具体的には、「4か月/1歳6か月/3歳6か月児健診受診歴」に基づくリスク値は、該当する場合2点又は1点に加算されるが、就学児にとっては過去のデータとなるため、該当しても既に解決している場合がほとんどであり、乳幼児と同様に高リスクになるとは限らない。このように、過去にリスクを有していたが、現在は既に解決が見込まれるデータ項目についても、リスク値が加算され、意図せず高リスクと判定される事象が発生した。本課題については、令和8年度以降、閾値の再考や対象者の属性に応じて重み付けの点数を変更する等の対応を検討する。

## 第6章 支援への接続

### 6.1. システムによる判定の結果

こどもの杜システムによる分析の結果、64,600名の対象者のうち、リスクレベルが高いと判断されたこどもは464名であった。なお、分析対象者には分析の結果、1（低リスク）～23（高リスク）までのレベルを付与し、高リスクであると考えられるこどもを抽出した。

### 6.2. 支援に向けた人による絞り込み

#### 6.2.1. 人による絞り込みの手法

豊中市では人による絞り込みを以下のプロセスで実施した。

##### ① 判定結果・支援への接続有無の確認

システムから抽出したこどもについて、豊中市にて既に把握しているか、また、支援への接続有無を確認し、未把握であったこどもの絞り込みを実施する。なお、既に支援へ接続されていた場合でも、必要に応じて支援方針の見直しを実施する。

##### ② 合同ケース会議の実施

①で抽出したこどもに対して、はぐくみセンター（こども安心課、こども支援課、おやこ保健課、教育委員会児童生徒課）にて合同ケース会議を実施し、支援の必要性について検討する。支援が必要であると判断した場合には、はぐくみセンターにて合同ケース会議の内容を受け、個別のサポートプランを作成し、支援内容を決定する。

##### ③ 支援の実施

こども安心課から、支援を実施する関係課や学校・保育園等へ、支援の実施及び見守りを依頼する。

#### 6.2.2. 人による絞り込みの結果

まずシステムにて抽出された464名のうち、前述の合同ケース会議プロセスを経て、支援が必要であると判断したこどもは5名であった。

うち2名はこども安心課の主導で支援を実施し、残りの3名は、乳幼児であったことを踏まえ、乳幼児健診の際にこども安心課や保健師にてアプローチの上で、アセスメントや

支援方針を決定する方針とした。

## 6.3. 実際の支援事例

### 6.3.1. こども等に対する取組内容

令和7年度に支援対象となったこども（5名）については、こども安心課が主導し、支援を実施する関係課や学校・保育園等へ支援の実施及び見守りを依頼の上、以下の内容で関係機関にて支援や見守りを実施した。

- ・ 3か月程度の期間で対象のこどもに対し、支援や見守りを行う。その際にはサポートプランを作成すること。
- ・ 支援期間中に、合同ケース会議にて検討した支援方策を、あらかじめ定めたはぐくみセンターの主担課が主体となり、保護者へ支援要否を確認の上で支援を実施すること。
- ・ 保護者が支援を希望しない場合には、その理由とともにこども安心課や関係機関にて継続的な見守りを行うこと。
- ・ 合同ケース会議にて3か月ごとにこどもや家庭の状況の確認と支援方針・内容等サポートプランの見直し検討を行うこと。

また、令和7年度の支援結果については、以下図表 6-1 のとおり。

図表 6-1 支援内容

支援対象者数	5名
支援実施期間	令和7年12月～令和8年3月
支援行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの見守り</li><li>・ こどもへの声かけ</li><li>・ こどもや保護者への電話連絡</li><li>・ こどもや保護者との個別面談</li><li>・ 必要な支援関係者への接続</li></ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 若者支援相談への接続</li><li>・ 医療機関への接続</li><li>・ 児童発達支援への接続</li><li>・ 福祉・医療サービスの紹介・利用勧奨</li><li>・ 保護者相談支援</li><li>・ 児童相談所に虐待通告し、保健師が保護者に助言指導</li></ul>

### 6.3.2. こども等に対する支援の実施結果

令和7年度の支援対象とした5名に対する定量的な支援結果は以下のとおり。

- ・ 支援を実施した人数：3名
- ・ 要保護性なしで支援ニーズもなく支援不要とした人数：1名
- ・ 乳幼児健診の場でアプローチし、支援ニーズの確認を実施する人数：1名

#### 【支援内容】

- ・ 若者支援相談：1件
- ・ 医療機関への接続：1件
- ・ 児童発達支援への接続：1件
- ・ 福祉・医療サービスの紹介・利用勧奨：2件
- ・ 保護者相談支援：1件
- ・ 児童相談所に虐待通告し、保健師が保護者に助言指導：1件

また、支援を実施した一部事例の詳細を以下図表 6-2 に示す。

※プライバシー保護の観点から一部情報は修正して記載している。

図表 6-2 支援事例

フェーズ	ケース 1	ケース 2
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親家庭。</li> <li>・ こどもは中学校では支援学級に在籍しており、高校入学後から引きこもりの状態になった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先天性の疾患があり、発達に遅れがあった。</li> <li>・ 過去にこどもの夜泣き対応で、豊中市への相談経験があった。</li> </ul>
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の相談歴はあるものの、福祉サービスの利用歴等がなく支援を実施していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもは要対協への登録歴があり、また「重度」の障害を抱えていることが判明した。</li> <li>・ 母親がこどもを叩く等の行為に及んでいることを確認した。</li> </ul>
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの言動を踏まえ病院の受診を勧奨し、医療機関の受診を経て精神科に入院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもは安心課からの紹介により、こどもは児童発達支援、母親は訪問看護の利用</li> </ul>

フェーズ	ケース 1	ケース 2
	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退院後、通信制高校へ再入学しており、こどもへの見守りは継続している。</li> </ul>	<p>を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母親は訪問看護の利用により、身近な相談先が確保でき心理的負担の軽減につながっている。</li> </ul>

## 6.4. 現行支援の在り方の見直し

令和7年度実証事業では、リスクレベルが11以上のこどもを高リスクであると判断し、人による絞り込みを行った。合同ケース会議の対象者はシステムにて抽出されたこどもの過去の支援歴や改善状況をこども安心課にて調査し、既に支援が終了しているこどもは除き、過去の支援歴がないこどもを選定した。しかし、はぐくみセンター（こども安心課、こども支援課、おやこ保健課、教育委員会児童生徒課）にてこどもの支援要否を検討したところ、既に支援へと接続されているこどもがほとんどを占めており、新たに支援へと接続できたこどもは3名と少なかった。これらの結果を踏まえ、豊中市では今後、リスク値がそれほど高くないこどもに対しても支援を届けられるよう、閾値や判定ロジックの見直しを行うことや、既に支援へと接続されている場合においても、連携したデータの内容や判定結果、現場の声を踏まえて、多角的な観点で支援方針を追加することを検討している。

## 6.5. 支援・見守りの効果的な手法

豊中市では支援方針を検討する際や支援を実施する際に、はぐくみセンター（こども安心課、こども支援課、おやこ保健課、教育委員会児童生徒課）の社会福祉職や保健師、指導主事等の専門職員が専門的なアセスメントを行っており、こどもの状況に応じた支援方策の検討が可能となった。また、支援を行う際も要対協の関係機関とのネットワークを活用し、こどもや保護者が適切な支援やサービスを受用することができた。

## 第7章 事業効果の評価・分析

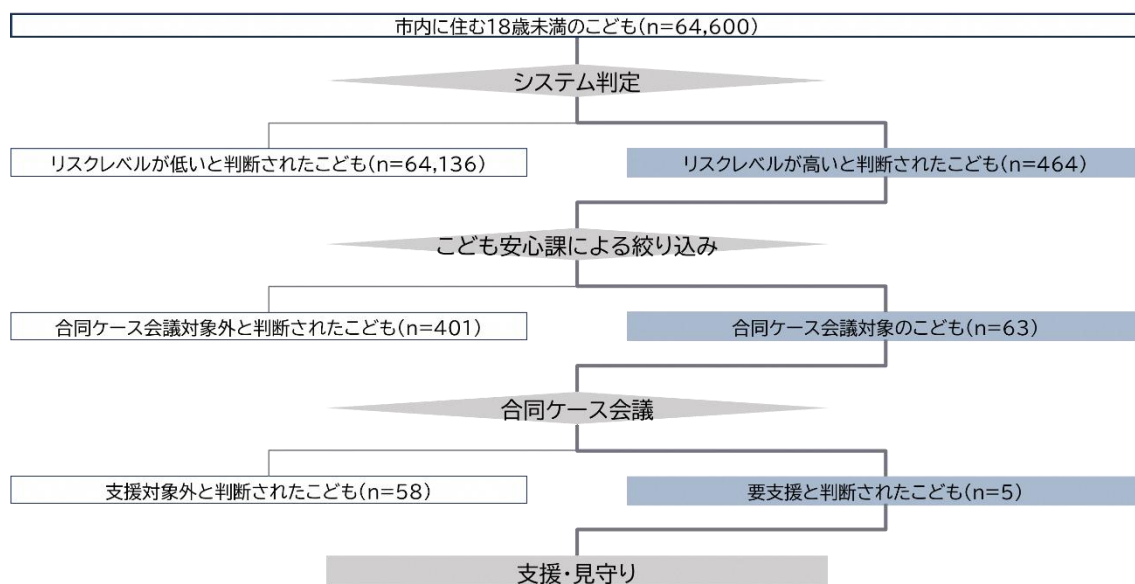
### 7.1. データ連携による抽出結果の全体像

令和7年度実証事業における支援対象となるこどもの抽出結果は、以下図表 7-1 のとおり。

豊中市の18歳未満のこども64,600名のこどもに対して、こどもの杜システムによる判定を行った結果、464名が「リスクレベルが高いこども」と判定された。その後、システムにて抽出されたこどもへの支援歴や支援歴がある場合には事案の解決有無を確認し、合同ケース会議対象者を決定した。なお、上記によって選定された合同ケース会議対象者は63名であった。

そして合同ケース会議においてはぐくみセンター（こども安心課、こども支援課、おやこ保健課、教育委員会児童生徒課）の専門職（社会福祉職や保健師、指導主事等）による支援検討を実施した結果、5名のこどもに対して「要支援」という判断となったため、当該5名に対し、こども安心課が主体となり支援や見守りを実施することができた。

図表 7-1 抽出結果の全体像



## 7.2. 有用と考えられるデータ項目

令和7年度実証事業において、豊中市では図表 2-1 及び図表 2-2 に記載した基本連携データ項目、基本連携データ項目以外のデータ項目を利用した。利用したデータ項目のうち、特に有用であると考えられるデータ項目について記載する。

利用した基本連携データ項目は困難の種類との関連性が高いと感じる一方で、高リスク判定のこどもはほとんどの場合において、基本連携データ項目の該当数が多かったことから、すべての項目が重要であると考えている。

また、基本連携データ項目以外のデータ項目については、「DV 歴」、「障害者手帳の所持」、「自立支援医療又は自立支援給付の受給」等のデータ項目を利用することで、こどもへの虐待やこどもや保護者の精神疾患等の有無を把握することができたため有用であると考えられる。

## 7.3. こどもデータ連携の取組効果の分析

令和7年度実証事業における成果・進捗状況は以下図表 7-2 のとおり。

図表 7-2 令和7年度実証事業における成果・進捗状況

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗	補足
1	見守り・支援へ接続・実施したこどもの割合・件数	新規支援対象者の把握件数（定量）	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊中市では3歳6か月児健診までに保健師が全数把握を行うため、未把握の支援対象者の発見は困難であった。</li> <li>今後は学童期以降のデータとリスク条件を充実させ、リスク判定結果の履歴管理をシステム的に行うことで、新規にアラート対象となった方が検索できる仕組みを整える。</li> </ul>
		支援接続率（定量）	7.9%=5件(支援接続数)/63件(支援検討数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に相談歴がある方において、現在の家庭やこども本人の状況をデータ連携より把握し、支援への接続をアプローチで</li> </ul>

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗	補足
				きた。
		重篤化早期把握件数（定量）	0件	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応中の重篤化の早期把握という観点では、実証事業中に短期間でリスクが上昇した対象者はいなかった。</li> <li>今後は系統的にリスク判定結果の履歴管理により、直近でアラートレベルが急増した方のみを絞り込んで検索可能な仕組みを整える。</li> </ul>
		重篤化早期検知の評価（定性）	相談対応中の重篤化の早期把握という観点では、実証事業中に急にリスクが上がったケースは検知できなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は系統的にリスク判定結果の履歴管理により、直近でアラートレベルが急増した方のみを絞り込んで検索可能な仕組みを整える。</li> </ul>
2	データ分析の実施	頻繁に活用されたデータ項目（定量）	世帯情報の付帯情報、母子保健の健診結果・乳幼児健診時の問診票アンケート、乳幼児保健指導情報、子ども子育て資格情報、生活保護、障害手帳所持、障害の程度、自立支援医療・給付、小・中学校年間欠席日数、遅刻回数、こどもの心身の不調や希死念慮、要対協歴、学校健診各項目、DV歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の目によるチェックに当たっては、まずリスク情報のアラートレベル、世帯情報の家族構成と付帯情報から家族の抱える困難状況の全体像を確認する。その後過去の相談歴の有無から支援中又は支援終了、支援歴なしを確認し、支援歴なしケースについて、左記のデータ項目を確認している。</li> </ul>
		連携項目の妥当性評価（定性）	こどもの杜で横断的に家庭やこども本人の状況を確認する観点で、	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は学童期以降のこどもに対して、学校からのアプローチを強化するため、教育ダッシュ</li> </ul>

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗	補足
			十分な項目が連携できた。	ボードのデータ連携について改善を検討する。
		連携タイミングの妥当性評価（定性）	基本的に日次、データによっては月次となるが、特に連携頻度に対して問題無し。	・ 特になし。
		リスク判定条件の妥当性評価（定性）	リスク判定条件は網羅的に設定できた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後はこどもの杜でリスク判定結果の履歴を蓄積することで、基準日時点から新規にアラート対象になったこどもや、急にリスクレベルが上昇したこどもを把握しやすくする予定。</li> <li>・ 個々のリスク判定条件に転入日の考慮を追加し、転入日以降の状況で判定ができるように改善予定。</li> <li>・ 学童期以降のこどもの希死念慮をより把握し易くするため、教育ダッシュボードデータより追加のデータ連携も検討する。</li> </ul>
		手作業での連携負荷に係る評価（定性）	毎月手動で教育ダッシュボードの共有フォルダより、こどもの杜ファイルサーバへ豊中市職員が連携作業を行っている。校務系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワーク等は、セキュリティポリシー上、接続することができないため、自動連携への改善は難	・ 特になし。

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗	補足
			しいと判断。	
		名寄せ処理の負荷に係る評価（定性）	教育データに宛名番号がないため、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)で名寄せするが、200件程手動で名寄せする必要があった。200件中、128件は豊中市職員により紐づけできたが、残りは人の目でも紐づけできないデータであったため、紐づけ不要と整理。教育データは8校分だったが、市内全校に増やした場合は、手動では難しいボリュームになると懸念。	・ 特になし。
3	関係部局と関係機関との連携の強化	関係部局と関係機関との連携事例数（定量）	5件	・ 中学校、保健所、医療機関、若者支援総合相談窓口、訪問看護事業所、児童発達支援サービス事業所、保健センターと連携した。
		関係部局・関係機関との連動制評価（定性）	本取組にて教育や福祉・保健のデータを連携したことで、支援方策を検討する際に、合同ケース会議において教育及び福祉・保健の観点から支援の必要性の確認を行うことができた。また、合同ケース会議において既に支	・ 特になし。

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗	補足
			<p>援に接続されているこどもの状況を連携データで再確認するとともに、社会福祉職や保健師、指導主事等の専門性を活かしたアセスメント及び支援方策の検討を行うことができた。システムの活用により、はぐくみセンター職員の負担軽減が図られるとともに、日々更新されるデータを基に各ケースの環境の変化を捉えたアセスメント及びサービス利用勧奨が行えるようになった。</p>	
4	個人情報の取扱い	個人情報の適正な取扱い方針の妥当性（定性）	法務担当課と調整のうえ、個人情報の利用目的について「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく「相当の理由があるとき」に伴う目的外の内部利用及び外部提供として整理した。	・ 特になし。
		技術的安全管理措置の機能充足性（定性）	こどもの杜システムをマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築しており、アクセスできる端末が制限されている仕組み。また、	・ 特になし。

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗	補足
			<p>端末の接続制限を行うことで、不正アクセスできない仕組みとなっている。システムではアカウント毎の操作ログを取得し、不正操作を確認できる仕組みとした。</p>	

## 第8章 考察・まとめ

### 8.1. 実証事業を通じて得られた示唆

実証事業を通じて得られた示唆については、以下図表 8-1 のとおり。

図表 8-1 実証事業を通じて得られた示唆

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課の実務負荷や既存業務との調整が必要で、特にデータを保有・管理するネットワークが異なる教育委員会との協議はデジタル戦略課を交え、令和7年度当初からセキュリティ対策の調整に時間を要した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各データの保有課に対して、事業の目的に加え、各課と連携する意義について詳細に説明を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課へ実証事業の説明を行うことで事業の意義の他、情報共有の必要性と関係課連携の重要性について理解を深めることができた。</li> </ul>
利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携を試行する中で、各データ項目のアラートレベルの再検討が必要と感じている。また、こどもの希死念慮や自殺予防という観点等、新たな連携項目の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ項目の見直しを行う際にアラートレベルの再検討とこどもの希死念慮や自殺対策に必要なデータ項目について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度以降リスク判定を行う際に、これまで以上にこどもの実態を捉えた判定が可能になると考える。</li> </ul>
個人情報取扱いに係る	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に収集するデ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務担当課と調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱い</li> </ul>

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
検討	データについて、利用目的の整理や法的整理に時間を要したため、個人情報保有の時期の整理や利用目的の整理における市内部での理論構築が今後の課題と感じている。	の上、個人情報の利用目的について「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく「相当の理由があるとき」に伴う目的外の内部利用及び外部提供として整理した。	における令和8年度の検討事項が明確に整理された。
こどもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存パッケージ製品を活用したシステム構築であったが、新規に連携するデータの連携方式等の調整時間を要し、データマスキング・レイアウトの確定に時間を要した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各データのレイアウト確定やマスキング範囲を整理し、連携頻度をデータの性質に応じて設定。また、手作業の工程については操作手順を文書化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク判定を行う仕組みが完成し、遅延なく、支援候補者を絞り込むことができた。</li> </ul>
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>名寄せ処理において、教育ダッシュボードシステムのID体系が異なるため、2,000件規模の名寄せが発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名寄せに当たり、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を用いて自動で名寄せを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紐づけに住所も利用することで、名寄せ対象者の一致率が向上し、2,000件のうち、1,800件は自動で名寄せを実施することができた。</li> </ul>
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムで高リスクと判定された対象者は既に支援へ接続されている場合がほとんどで新規に支援へと接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高リスクのこどもだけでなく、リスクがやや低いこどもに対しても確認を実施し、既に支援へと接続されて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に支援へ接続されている場合でも、保健師や指導主事等の意見も交え、多様な観点で支援方針を検討す</li> </ul>

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
	することが困難であった。	いる場合でも、システムのアラート項目を参考に支援方針の見直しを行った。	るという新しい視座を得ることができた。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証事業参画1年目であることを踏まえ、短期的に実現可能な成果を網羅的に指標に設定することが困難であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロジックモデルを用いて、長期的に実現したい目標を設定の上、その目標から逆算して、令和7年度に測定可能な指標を設定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロジックモデルを活用し令和7年度は以下の指標を設定した。</li> </ul> <p>&lt;成果指標の設定例 (一部) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携データ項目の妥当性</li> <li>・ 安全管理措置の充足性</li> <li>・ リスク判定結果の正確性</li> <li>・ 名寄せ処理の負荷</li> <li>・ 新規支援対象者の把握件数</li> </ul>

## 8.2. 課題・令和8年度以降の取組

本実証事業における課題については図表 8-1 に記載のとおりである。

総評として、令和7年度実証事業では、収集したデータに基づきこどもの杜システムにてシステムによる判定を行い、人による絞り込みを経て対象となったこどもに対して支援を実施することができた。また、既に虐待通告等に対応中のこどもや家庭についての状況を一元的に参照できることで、支援対象者の現状理解までの時間が短縮できたと考えており、潜在的な支援対象者を洗い出すのみではないメリットを実感できた。しかし、システムによる判定で抽出したこどもは、既に支援へ接続されている場合がほとんどであったことから、リスク値がそれほど高くないこどもに対しても人による絞り込みを実施したため、支援対象者の選定に時間を要した。そのため、支援期間が短く、年度内に支援対象者の状況の改善まで支援期間を確保することが困難であった。以上の状況を考慮し、令和8

年度以降は、リスク値がそれほど高くないこどもに対しても支援が届けられるよう閾値や判定ロジックの見直しを行うことや、既に支援へと接続されている場合においても、連携したデータの内容や判定結果、現場の声を踏まえて、多角的な観点で支援を検討し、適切な期間で支援を実施することを目指したい。